

岩手県医療局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務を令和5年4月1日次のおり委託した。

令和5年4月28日

岩手県医療局長 小原重幸

県立病院等の名称	受託者	
	住所	名称
岩手県立久慈病院	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	株式会社ニチイ学館